

## 豊中市議会オンライン委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市議会委員会条例（昭和34年豊中市条例第9号。以下「条例」という。）第14条の2第1項に規定するオンラインによる方法での委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関し、同条第4項の規定に基づき、開会方法その他必要な事項を定めるものとする。

(オンラインによる出席の届出)

第2条 オンラインによる方法で委員会への出席を希望する委員は、原則として、委員会開催日の前日（市の休日にあたる場合は、その前日）の午前10時までに、所定の届出書を委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、前項の届出書を提出した委員が委員会の開催場所（以下「委員会室」という。）に参集することが困難であると認めるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これを受理するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び委員の意見を聴くことができる。

(委員長の職務を行う者のオンライン出席の取扱い)

第3条 委員長の職務を行う者は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインによる方法で委員会に出席することができない。

(オンラインによる出席)

第4条 委員長は、オンラインによる方法で委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、出席と認めるものとする。

(表決の方法等)

第5条 委員長は、起立等による表決を採ろうとするときは、オンラインによる方法で委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）の可否を発言と挙手等により、また、委員会室に出席している委員の可否を起立により同時に確認し、それぞれの可否を合算して多少を認定するものと

する。

- 2 委員長は，問題について異議の有無を諮るときは，オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。
- 3 表決宣告の際，前条の状態が確認できないオンライン出席委員は，表決に加わることができない。
- 4 オンライン委員会においては，投票による表決を行うことができない。

(オンライン出席委員の責務)

第6条 オンライン出席委員は，現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため，常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
  - (2) 録音，録画及び写真撮影を行わないこと。
  - (3) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないよう努めること。
  - (4) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないように努めること。
- 2 オンライン出席委員は，議会事務局から貸与されたタブレットを使用して委員会に出席するものとする。ただし，自己のパソコン機器等の使用を妨げない。
  - 3 オンライン出席委員は，委員会開会予定時刻の30分前までに，議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

(秩序保持に関する措置)

第7条 オンライン出席委員が条例第22条第2項に規定する状況にあるときは，委員長は，回線の遮断により，映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

附 則

この要綱は，令和3年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。